

# 高田中学校 いじめ防止基本方針 [ダイジェスト版]

## 【いじめの定義】

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が本校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

## 【基本理念】

生徒を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚するとともに、常にいじめられた側の生徒の立場に立って問題に対応する。いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題ととらえ、地域総がかりでいじめの問題に対峙する。

## 【目指す子ども像】

- いじめを決して許さない生徒
- 相手の立場になって考え方行動できる生徒
- 勇気をもって行動できる生徒



## 【いじめを生まない、許さない学校作りに向けて】

- ① 教職員は、「いじめは人間として絶対に許されない行為」であることを強く認識し、学校の全教育活動を通して、児童生徒一人一人への徹底を図る。
- ② 教職員は、いじめを許さない学校づくり、学年・学級づくりを推進していくために、児童生徒一人一人を大切にする意識を強くもつとともに、日々の言動に十分配慮する。
- ③ 教職員は、児童生徒の主体的な活動を推進するとともに、保護者や地域住民と連携し、いじめを生まない風土づくりや未然防止に全力を傾ける。
- ④ 教職員は、児童生徒のささいな言動の変化に気付く感性を磨くとともに、組織として対応する。
- ⑤ いじめが発生した場合、教職員はその解決に全力を注ぐとともに、解消の判断を急ぐことなく、継続した指導や観察を行う。

## いじめ対策委員会

- いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する措置等いじめ防止・根絶に向けて「計画・実践・確認・行動」の中心的役割を担う。
  - 重大事態が発生した場合に調査を行い、いじめの解消・再発防止に向けた取組を行う。
- ☆ 定例会（毎週1回開催）各週の実態を把握し、翌月の取組を確認する。
- ・校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭
- ☆ 拡大委員会（毎学期1回開催）
- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学校評議員、学校支援会議委員、スクールカウンセラー

## いじめの未然防止

### 【学校の取組】

- いじめについての共通理解（校内研修・職員会議、全校集会・学級活動）
- いじめに向かわない態度・能力の育成（道徳・人権教育、読書・体験活動）
- いじめが生まれる背景と指導上の注意についての共通理解
- 自己有用感や自己肯定感の育成
- 具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して教室に掲示を行う。

### 【生徒の取組】

- 生徒自らがいじめの問題について学ぶ。
- 問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- 生徒会による「いじめ撲滅宣言」をする。
- 「学級の日」等を活用していじめの把握と、解消に向けた取組を学級で検討する。

### 【保護者・地域住民の取組】

- 法第9条の理解し実践する。
- 日頃から子どもが悩み等を相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- いじめを認知したら、当事者間で解決を図るだけでなく、事案によってはPTAや関係機関と協議することも必要である。

（早期発見・早期相談が、早期解決につながる！）

## いじめの早期発見

### 【学校の取組】

- 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施する。
- 生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- 保護者用のチェックシートなどを活用し、家庭と連携して見守り、健やかな成長を支援していく。
- 生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- 生徒や保護者の悩みを積極的に受け止めているか、適切に機能しているかなど、定期的に点検する。
- 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- 教育相談等で得た、生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- 休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配る。
- 個人ノートや生活ノート等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- 個人面談や家庭訪問の機会を活用する。
- 集まつたいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有する。

### 【生徒の取組】

- いじめが行われていると思ったときには、解消に向けて取り組んだり、周囲の仲間、先生、大人等に知らせたりする。

### 【保護者・地域住民の取組】

- 自分の子どもとともに、他の子どもにも目を向け、いじめを発見したり、いじめの予兆を感じたら、速やかに学校や関係機関に連絡・相談する。

## いじめに対する措置

1 いじめの発見・通報



2 いじめられた生徒・いじめ通報生徒の安全確保



3 校長・教頭（不在の場合は、生徒指導主事）に報告



4 いじめ対策委員会招集・対策協議



5 関係生徒への事情聴取（いじめの確認）



6 被害・加害保護者への連絡



7-1 (被害生徒)

被害生徒へのケア  
保護者への報告  
加害保護者との応対  
保護者引き取り

7-2 (加害生徒)

加害生徒への指導  
保護者への報告  
被害保護者への謝罪  
  
保護者引き取り

校長

報告



町教委

指示

指導

解決できないケース

関係諸機関との連携による解決

長与町教育委員会・時津警察署・児童相談所・児童民生委員他

解決後

解決後の観察・指導

- 表面的な解決をもって、解決したと捉えない。
- 被害生徒の内面に寄り添う。
- 加害生徒の行動に注意を払う。

## 重大事態への対処

（誠意をもって対処し、絶対に解決する！）

- ①重大事態が発生した場合は、速やかに町教育委員会に連絡する。
- ②町教育委員会からの指導や支援を受ける。
- ③学校の「いじめ対策委員会」で調査を行い、町教育委員会に報告する。

（以降は町の対応）

- ※必要により、町教育委員の下に設置した「いじめ等学校問題サポートチーム」が調査を行う。
- ※町長は報告を受け、必要であると判断した場合は再調査を行う。
- ※町長は、調査結果を議会に報告する。
- ※町長及び町教育委員会は、再発防止のための措置を講ずる。

**年間計画**

※いじめ対策委員会（定例会：教職員、拡大委員会：外部委員を含む）

月	内 容	月	内 容
4	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 定例会<ul style="list-style-type: none"><li>・年間計画の作成と取組確認</li></ul></li><li>○ 保護者・地域住民への啓発<ul style="list-style-type: none"><li>・P T Aでの説明やホームページでの公開</li></ul></li><li>○ 第1回拡大委員会 年度の方針・取組確認</li></ul>	10	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 定例会 9月の振り返りと取組確認</li></ul>
		11	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 定例会 10月の振り返りと取組確認</li></ul>
		12	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 定例会 11月の振り返りと取組確認</li></ul>
5	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 定例会<ul style="list-style-type: none"><li>・4月の振り返りと取組確認</li></ul></li><li>○ いじめ根絶強調月間<ul style="list-style-type: none"><li>・児童集会、生徒集会の実施</li></ul></li></ul>	1	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 定例会 12月の振り返りと取組確認</li></ul>
		2	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 第3回拡大委員会 本年度取組の振り返りと次年度の取組確認</li></ul>
6	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 定例会 5月の振り返りと取組確認</li></ul>	3	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 定例会 2月の振り返りと取組確認</li></ul>
7	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 定例会 6月の振り返りと取組確認</li></ul>		
8	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 定例会 7月の振り返りと取組確認</li></ul>		
9	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 第2回拡大委員会<ul style="list-style-type: none"><li>・1学期の取組の振り返りと2学期の取組確認</li></ul></li></ul>		

## わが子の「いじめSOS信号10」（わが子を日々見つめ、確認願います。）

- ① 元気がなくなったり、口数が少なくなったり、食欲がなくなったりしてきた。
- ② 「学校へ行きたくない」といったことをポツンと言うようになってきた。
- ③ 登校時刻になると具合が悪くなったり、不調を訴えたりするようになってきた。
- ④ 学校から帰宅したときの表情が沈んでいたり、明るさがなくなったりしてきた。
- ⑤ 部屋に閉じこもったり、家族と話をしなくなったりしてきた。
- ⑥ 学校での出来事や友人の話をしなくなってきた。
- ⑦ 服装が乱れたり、汚れたり、けがをして帰宅したりすることがある。
- ⑧ 持ち物をなくなったり、傷つけられたりすることがある。
- ⑨ 家から金品を持ち出すようになった。
- ⑩ わが子を呼び出す電話が頻繁にかかるようになったり、大人が出ると切れたりする。

## 連絡・相談窓口一覧の紹介

<input type="checkbox"/> 長与子どもホットライン（長与町学校教育課）	8 8 3 - 5 1 6 1
<input type="checkbox"/> 親子ホットライン（長崎県教育センター）	0 1 2 0 - 7 2 - 5 3 1 1
<input type="checkbox"/> いじめ相談ホットライン（長崎県教育委員会）	0 5 7 0 - 0 7 8 3 1 0
<input type="checkbox"/> ヤングテレホン（長崎県警少年サポートセンター）	0 1 2 0 - 7 8 - 6 7 1 4
<input type="checkbox"/> チャイルドライン（N P O 法人）：児童生徒専用	0 1 2 0 - 9 9 - 7 7 7 7
<input type="checkbox"/> 学校の相談窓口	0 9 5 - 8 5 7 - 5 2 2 0